

苫小牧市私立保育所等運営費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、保育所及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）に対し補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けた保育所をいう。

2 この要綱において「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び第17条第1項の認可を受けた認定こども園をいう。

（補助の対象等）

第3条 補助の対象となる経費は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号認定子どもの保育に要する次に掲げる経費とする。

- （1） 保育所等に勤務する職員の処遇改善に要する経費
- （2） 保育所等に勤務する職員の休暇等により雇用した代替職員の賃金
- （3） その他市長が認める経費

2 補助の額は、予算の範囲内において市長が定める。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業予算書（様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（補助内容の変更等）

第6条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者が、補助申請額を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、別に定める日までに補助金実績報告書（様式第4号）に事業精算書（様式第5号）、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する報告があった場合において、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該報告者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期等)

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を当該報告者が完了した後に交付するものとする。ただし、市長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、事業の完了前において補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 第5条の規定は、前項ただし書の規定による交付を決定した場合について準用する。

(交付の請求)

第11条 当該申請者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条第1項ただし書の規定により事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。

(返還)

第12条 市長は、当該申請者が次のいずれかに該当することになった場合は、補助金の交付を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に従わないとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から適用する。

苫小牧市私立保育所等運営費補助基準

1 趣 旨

苫小牧市私立保育所等運営費補助金交付要綱における、各施設への補助金交付額は次の基準により算定する

2 区分及び基準

(1) 当該施設職員の処遇改善に要する経費

ア 運営費補助 ～人件費等運営費全般に対する補助～

- ・ 補助額：単価×定員
- ・ 単 価：前年度単価＋前年度単価×保育単価アップ率
- ・ 保育単価アップ率：「私立保育所の運営に要する費用について」における保育士（福）
1－29 本俸基準額アップ率

新規施設の単価は、既存定員の保育単価に占める単価の割合の平均を、
新規定員の前年度保育単価に乗じた額とする

ただし、直近の定員区分の補助単価と整合性が図られない場合には、直近の定員に係る保育単価に占める単価の割合を、新規定員の前年度保育単価に乗じた額とする

イ パート保育士補助 ～パート保育士の人件費に対する補助～

- ・ 補助額：単価（時給）×2時間×年間保育日数×人数
- ・ 単 価：北海道最低賃金額
- ・ 人 数：60人定員の保育所に対し1人とし、定員が30人増えるごとに1人追加
60人未満31人以上の保育所は0.75人とする
30人以下の保育所は0.5人とする

ウ 週休円滑化補助 ～4週8休の円滑な実施に対する補助～

- ・ 補助額：単価（時給）×4時間×回数×人数
- ・ 単 価：北海道最低賃金額
- ・ 回 数：毎土曜日（52週）
- ・ 人 数：60人定員の保育所に対し2人とし、定員が30人増えるごとに1人追加
60人未満31人以上の保育所は1.5人とする
30人以下の保育所は1人とする

(2) 暖房に要する経費 ～地域暖房を利用する保育所に対する補助～

- ・ 補助額：年間暖房料－国の補助額
- ・ 年間暖房料：年間熱使用料及びサブステーション保守管理料
- ・ 国の補助額：冷暖房費加算 加算額×定員×6ヶ月
(たいせい保育園、すえひろ保育園)

(3) 研修費 ～幼児教育に携わる先生の資質向上のための研修費補助～

- ・対象園：幼児教育に係る研究を行う本市内の私立保育所及び保育所型認定こども園
- ・補助額：19,000円／人（私立幼稚園等教育研究補助金と同額）×保育士2名分